



どうぞ安らかに

葛巻町助役
打田内 敏明さん

助役の打田内敏明さん（59歳）が9月29日、葛巻病院でご逝去されました。

打田内さんは、昭和41年に町職員となり、平成6年学校教育課長、平成9年農林課長を歴任。平成11年9月まで通算33年6カ月勤務し、同年10月、助役に就任しました。

40年6カ月の長きにわたり、農林、学校教育、商工、総務関係と分野を問わず精通した行政手腕でリーダーシップを発揮し、町勢の発展に尽力されました。温厚な人柄は、職員はもとより多くの町民から慕われ、厚い信頼を寄せられていました。

ここに、生前のご功績をしのび、謹んでご冥福をお祈りします。



法務大臣感謝状を伝達される岩泉式昭さん

岩泉式昭さん 大臣から感謝状

本年九月で人権擁護委員の任期を終えた岩泉式昭さん（70歳・寺田）に、法務大臣から感謝状が贈られました。

十月十六日、役場町長室で中村町長から感謝状と記念品が伝達さ

十月一日付けで、新しい人権擁護委員に大石ヒロ子さん（58歳・茶屋場）と深澤進さん（49歳・野中）が、法務大臣から委嘱されました。人権擁護委員は、国民の基本的人権を守るため、住民の皆さんからの人権相談を受けています。家庭問題をはじめ、さまざまなトラ

人権擁護委員に 大石さん・深澤さん

同じく、任期を終えた立花幸子さん（52歳・下町）には、県人権擁護委員連合会から感謝状が贈られました。

気軽にご相談ください



新 深澤 進さん ☎66-2191
新 大石ヒロ子さん ☎66-2139

近藤 道雄さん ☎66-2069

ブルなどの相談に応じ、問題解決のためのアドバイスや法的手続きなどの方法を助言しています。葛巻町の委員は三人で、引き続き、近藤道雄さん（71歳・田子）も担当しています。

住民基本台帳の閲覧が制限されます

11月1日から、住民基本台帳（一部の写し）を閲覧できる場合が、次のとおり制限されます。

- ▶閲覧できる場合 ①統計、世論調査、学術研究など公益性が高い調査研究で、成果が広く社会に還元されるもの ②公共的団体が行う住民福祉の向上に寄与する活動で公益性が高いもの ▶閲覧申請手続き 利用目的、管理の方法、調査研究の取り扱いなどを明示のうえ、申請が必要です。▶その他 不正閲覧や目的外利用などの違反に対しては、罰則が強化されるほか、閲覧した人の氏名などが公表されます。▶問い合わせ先 住民課総合窓口係（☎役場内線122・123）

観測史上最大の雨
十月六日から八日にかけて、袖山を中心に観測史上最高の三八三ミリの大雨に見舞われ、町全域で最大の被害を受けました。被災されました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、避難勧告の中、お亡くなりになられた方もあり、お悔やみ申し上げます。また、多くの方々の懸命の防災活動により災害を最小限に止めることができました。ご協力くださいました方々に感謝とお礼を申し上げます。



早速、県・国に早期の復旧について要望したところであり、災害対策説明会を十月二十八日から十一月二日までに四会場で行っています。今後の取り組みは十一月二日までに災害状況を取りまとめ、報告し、十二月上旬から下旬にかけて災害査定が行われた後、具体的な復旧工事の計画、設計が進められていくものであります。少し時間はかかりますが、これを機会に災害に強い町づくりに努めたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

税金の滞納を解消するため 特別徴収に取り組みます



自分自身や家族、さらに未来の子どもたちのために…
税金は私たちの暮らしを支える大事な財源基盤です。

長引く地方経済の低迷による失業やそれに伴う現金収入の減少などから、平成十七年度町税の徴収率（現年課税分）は普通税で九七・八％（前年比一・一％減）、国保税で九四・一％（前年比三・一％減）と下がっています。また、平成十七年度の納付率は九〇％以上にもかかわらず、累積滞納額は普通税で三千五百七十四万円、国保税で九千九百六十五万円と高額になっています。これは全納税者の二％の方の滞納が累積し、高額になっているのが主な原因で、この解消が大きな課題です。

11月から12月は 特別徴収月間

九月定例議会でも、税金や使用料などの滞納について質問が出され、この問題について活発な議論が交わされました。町はこれまでも税金の滞納者に対し、さまざまな対策を行ってきました。本年度は、十一月から十二月にかけて特別徴収月間とし、滞納者に次のような取り組みを行います。

- ① 文書による催告
 - ② 電話による催告
 - ③ 訪問による徴収
- どうしても納期限までに納付できない場合、一定の要件に該当すると納税についての猶予措置を受けることもできます。

地方税特別滞納 整理機構に加入

来年度から、税制改正により所得税（国税）から住民税（地方税・県民税・市町村民税）へ三兆円規模で税源移譲されます。町は十月一日から、岩手県と県内二十三市町村が共同で設立した「岩手県地方税特別滞納整理機構」に加入しています。

同機構は、住民税の税収確保対策と、多様化する滞納整理事務を県と市町村が共同して処理するために設立されました。住民税の徴収を専門に行い、市町村から滞納案件の引き継ぎを受けて財産調査や差し押え、公売処分を前提とした滞納整理を行います。町は同機構と連携し、積極的に滞納の滞納処分に取り組み、早期の滞納解消に努めます。

税金を滞納すると…

- 督促（催告）
納期限までに完納しないと文書や電話などで督促します。
- 財産調査
滞納者、金融機関、取引機関などに対して預貯金・資産調査などの質問や検査、搜索をすることになります。
- 財産の差し押え
督促（催告）に応じないで税を完納しないときには、債権・預貯金・車両などの動産や不動産などを差し押えることとなります。
- 換価・公売
差し押えた債権・預貯金などは換金し、不動産などは公売により換金します。
- 滞納税へ充当
換価代金を滞納している税金に充てます。
- 滞納のまま放置すると
財産差押えなどの強制処分を受けることとなります。「納付できないから」とそのまま放置することのないよう、住民課税務徴収係（☎役場内線一三二）へご相談ください。